

令和2年4月6日

## 令和2年度市内小学校及び中学校の臨時休業延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大については、未だ終息に向かっていない状況であります。このことから、本日、市内小学校及び中学校の臨時休業について下記のとおり決まりましたのでお知らせします。

なお、4月8日(水)の始業式については中止とし、入学式については延期といたします。

### 記

#### 臨時休業期間

令和2年4月8日(水)から5月6日(水)

※今後の状況によっては、さらに延長することがあります。

☆今後の対応については、現在、検討中です。対応が決まり次第、各学校のホームページに掲載しますので、随時御確認ください。

## 【イベント等の開催に関する戸田市の方針】

令和2年4月6日改定

国や県の感染予防対策の考え方に基づき、今後の感染拡大を防止するため、戸田市としてイベント等の開催については、5月6日までは以下のとおりとする。

なお、今後、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合は、改めて方針を定める。

- 市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）のうち、中止又は延期することで市民生活に著しい影響を与えない不要不急のものは、引き続き、原則として開催中止又は延期する。
- 関係機関や他自治体との調整により中止が困難なもの等については、別紙の留意事項等に基づき、参加者の感染予防に最大限配慮した上で実施する。

## 別紙

### 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定及び症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施及びイベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）。

### 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。
- 共有物の適正な管理または消毒の徹底等。

### 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する。また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性があることを認識させる。

### 4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

—新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）より抜粋—

に加え、引き続き、

- イベントの開催前に、参加者へ手洗いの推奨・咳エチケットの徹底をアナウンスする。
- イベント会場の入口・受付付近に、福祉保健センター作成の、感染症予防のチラシの掲示や配布等を行う。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

## 【公共施設の利用に関する戸田市の方針】

令和2年4月6日改定

国や県の感染予防対策の考え方にに基づき、今後の感染拡大を防止するため、戸田市として公共施設の利用については、イベント中止の期間を踏まえ、5月6日まで以下のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合には、改めて方針を定める。

- 使用料等を徴収する施設（貸室、スポーツ施設等）の利用は、中止とする。
- 施設内に併設しているレストランやカフェ等の飲食店は、休業とする。
- ただし、申請受付等の窓口業務機能を備える施設については、全面休館は行わず、窓口業務を継続する。